

特記仕様書

工事名：指宿有料道路(Ⅲ期)トンネル照明設備更新工事 (R4-1 工区)

工事場所：鹿児島市山田町地内

工事期間：令和 5 年 3 月 31 日

第 1 条 (適用範囲)

本特記仕様書は、鹿児島県道路公社が発注する「指宿有料道路(Ⅲ期)トンネル照明設備更新工事 (R4-1 工区)」(以下「本工事」という)に適用する。

なお、本特記仕様書及び図面(参考図)に記載された機器の品名・規格・数量・配置等については、発注時の想定機器のものであり、本工事で使用する機器を指定するものではない。

第 2 条 (準拠図書)

この工事は、契約書、設計図書及び本特記仕様書によるほか、次の各項(最新版)によらなければならない。

- 1 土木工事共通仕様書
- 2 土木請負工事必携
- 3 コンクリート標準示方書、同解説
- 4 土木工事施工管理基準
- 5 土木工事安全施工技術指針
- 6 その他関係法規、要綱、指針、示方書等

第 3 条 (疑義)

設計図書及び仕様書、基準書等に疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従うこと。また、設計図書に明記しなくとも、構造上必要なものは監督員と協議し、その指示に従うこと。

第 4 条 (施工内容)

本事業は、指宿有料道路(Ⅲ期)のトンネル照明設備の更新を目的としており、そのうち、本工事は、山田トンネル上り線(空港方面)のトンネル照明設備等を更新するものである。

当初では設計計上していないが、既設材料の処分費については、実績に基づき変更設計の対象とする。

第 5 条 (工事の範囲)

本工事の範囲は、次の(1)～(4)に掲げるとおりとする。

なお、必要となる措置等については、監督員と協議し、その指示に従うこと。

- (1) 機器製作及び設置工事
- (2) 配管配線工事
- (3) 既設撤去工事
- (4) 各機器等の調整及び試験

第 6 条 (前払金等の支払い)

本工事には、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と保証契約を締結したもののみに、契約金額の前払金を各年度の対象金額の 40%の範囲で支払うことができるものとする。

また、鹿児島県会計規則第 8 4 条第 2 項に定める要件を満たした場合には、中間前払金を対象金額の 10 分の 2 以内で支払うことができる。ただし、前払金と中間前払金との合計は対象金額の 10 分の 6 を超えないものとする。

なお、当初契約においては前記の前払金を支払うものとして一般管理費を補正してあるが、前払金を支払わない場合でも補正の率は変更しない。また、部分払いについては、各年度2回以内とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは各年度の出来高予定額を超えた時に各年度1回とする。

第7条（建設工事の適正な施工の確保）

- 1 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に違反する一括下請け、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 2 建設業法第26条の規定により、乙が工事現場に配置しなければならない専任の主任技術者、監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者を配置すること。
- 3 請負者が工事現場に配置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者、又は、同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定したもので、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- 4 1、2及び3の他、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

第8条（配置技術者等の途中交代）

- 1 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、疾病、退職等、真にやむを得ない場合の他、次に該当する場合である。
 - ・請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ・橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ・ダム、トンネル等大規模な工事で1つの契約工期が多年に及ぶ場合
- 2 上記の場合にあっても、協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

第9条（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うとされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10号第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- （1）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- （2）工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- （3）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- （4）前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第10条（現場代理人の兼任）

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（5）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の（1）、（2）及び（6）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

（1）兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額の合計が7,000万円未満であること

※設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が7,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）

その場合は、「現場代理人等選任（変更）通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

（2）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

（3）兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲

（4）発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

（5）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること

（6）兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれか常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第11条（実施仕様書等の作成）

請負者は、設計図書に基づき、実施仕様書、各種計算書、施工計画書及び詳細図面を作成し、監督員にこれらの承諾を受けなければならない。

第12条（工事条件の照査と報告）

請負者は、工事の施工に先立ち工事条件の照査を行い、条件変更の有無に関わらず、その結果を監督員に報告しなければならない。

第13条（中間検査の実施について）

本工事については、出来高が50%を超えた時点で中間検査を実施する予定であるので、受注者は検査希望日を発注者に書面で申し出ること。

第14条（事前調査等）

- 1 請負者は、工事着手前にガス管、電力管、NTT管（光ケーブル管等）、上下水道管等の埋設物の有無を各施設管理者に再確認すること。また、掘削にあたっては埋設物管理者の立会を求め、埋設位置、埋設深度を確認すること。
- 2 請負者は、重機の旋回範囲内に支障となる電力線、電話線等がある場合には、各施設管理者と施工方法等を打ち合わせること。
- 3 請負者は、工事排水の流出経路を確認し、農業用水等への影響がないか確認すること。影響が予想される場合には、監督員と協議し速やかに対策を講ずること。
- 4 請負者は、工事着工までに関係者（地域住民、漁業従事者等）に対して施工方法及び環境対策等について説明を行うこと。

第15条（夜間工事の指定）

本工事のうち、設備撤去工事は、現道の交通に支障を及ぼすことから、夜間作業（21:00～翌6:00）としている。

第16条（建設副産物）

- 1 建設工事の施工により発生する指定副産物は、産業廃棄物処分業者へ搬出すること。
- 2 再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
- 3 処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。
- 4 過積載防止については、過積載を発生させない対処法を施工計画書に明記すること。
- 5 土木工事共通仕様書「1-1-21 建設副産物」について、「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」は「産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）」または電子マニフェストと読み替えるものとする。

第17条（産業廃棄物税）

本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

第18条（環境対策）

- 1 建設発生土運搬等については、粉塵等により公衆に迷惑を与えることのないよう散水や清掃を実施すること。
- 2 建設発生土処理等、請負者に起因する災害、苦情等については、請負者の責任において処理すること。
- 3 請負者は、上記の事項について施工計画書に明記し、監督員に提出すること。

第19条（安全管理）

- 1 労働安全衛生法、同法施工令及び同法施工規則を遵守すること。
- 2 交通管理については標識板、バリケード、工事灯の設置及び交通整理員の配置によって交通に与える影響を最小限にするよう、作業計画・交通整理計画を作成し、監督員の承認を得て、工事現場内におけるトラブル、交通事故の絶無を期さなければならない。
- 3 下記事項について日常の管理記録を整備し、監督員の指示があった場合提出すること。
 - ・安全教育・訓練、安全巡視、KY活動、社内パトロール等記録
 - ・使用機械、車輛等の点検整備等記録
 - ・地山点検等記録

- 4 工事表示施設等は、工事着手前に工事現場における表示施設及び保安施設の設置方法(種類・設置位置等)を記載した見取り図を提出すること。
- 5 工事看板については、視距が確保できる範囲で伐採等を行うものとし、さらに設置箇所の前後40mは空き缶除去等清掃を行い現場管理に努めること。なお、工事看板は「土木請負工事必携」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準の改定について」(ホームページにて確認)に基づき設置すること。
- 6 公衆防止に努めるため、関係法令を遵守して工事の安全施工に努めること。

第20条 (交通誘導員の配置計画)

本工事の交通誘導員については、交通誘導員Aを1名、Bを2名とし、設備設置工事(昼間)10日間、設備撤去工事(夜間)5日間の路上作業を想定している。(概算数量)
また、交通誘導員の計上日数等については、協議の上、変更設計の対象とする。

第21条 (交通誘導員)

本工事で配置する交通誘導員は、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線において、交通誘導警備業務に従事する場合の交通誘導員は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1名以上は、1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置すること。

また、請負者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資 格	資 格 要 件
交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法(H17.11.21施行)における検定合格者
交通指導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	<ul style="list-style-type: none"> ・警備業法における指定講習を受講した者。 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者。

第22条 (工事月報等の提出)

毎月の工事月報については、毎月25日までに提出すること。また、これと併せて安全訓練の実施状況を書面で報告すること。

第23条 (県産資材の優先使用)

工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

- 2 請負業者「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)

生コン(レディミクストンクリート)、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、芝

- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。

- 4 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出すること。

第24条（管内（県内）建設業者の優先活用）

- 1 請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、所属管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
- 2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出を併せて「不使用等状況報告書」を監督職員に提出すること。

第25条（ダンプトラック等による過積載の防止）

- (1) 工事用機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当っては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当っては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関してダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1) から (6) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第26条（暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

鹿児島県道路公社が発注する建設工事等（以下「県道路公社工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。県道路公社工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

第27条（感電事故防止対策の強化）

- 1 鉄道等高圧線に近接した場所において測量作業等を実施する場合は、請負者は、事前に鉄道事業者等と事故防止対策会議などを行い、緊密に連絡を取ること。
- 2 請負者は、前項の作業を行う場合には、感電事故防止のため、3m以下の絶縁型のスタッフやポールを使用すること。

第28条（建設リサイクル法）

本工事は建設リサイクル法に規定されている特定建設資材及び特定建設資材廃棄物が含まれているので、適正な措置を講ずること。